

旧軍港市転換法

（一九五〇（昭和二十五年）施行）

【第一条】この法律は、旧軍港市（呉市）を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする。

【第八条】旧軍港市（呉市）の市長は、その市の住民の協力及び関係諸機関の援助により、平和産業港湾都市を完成することについて、不断の活動をしなければならぬ。